

令和 4 年 10 月 27 日

第 10 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和4年10月27日(木) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員6名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
堅田委員 中村委員 山口委員 谷脇(裕)委員

(推進委員7名) 森田委員 谷脇(督)委員 森光委員 三本委員
高橋委員 谷本委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員2名) 古谷委員 鍋島委員
(推進委員1名) 宮田委員

5. 出席職員 (事務局4名) 濱口局長 坂本次長
濱崎補佐 森本会計年度任用職員

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和４年第１０回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本日は議題が少ないですが、スムーズに運びたいと思いますのでよろしくお願いします。 濱口局長 本日は、２番宮田委員、４番鍋島委員、７番古谷委員が欠席、となっています。新型コロナウイルス感染対策のため、議案説明は可能な範囲で簡略して、開催時間の短縮に努めさせていただきますので、ご理解をお願いします。
議 長	中西会長 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は５番 三本委員、１１番 谷本委員、よろしくお願いします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第１号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 関係委員のご意見ををお願いします。
意 見	１３番 谷脇（督）委員 堅田委員と現地確認してきました。住宅が建っており、非農地で問題ないと思います。
議 長	中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

審 議	中西会長 他にご意見はありませんか。反対する意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 2 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 それでは補足説明をします。 番号 1 について、譲受人は、水稻・野菜・柿・梅を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と夫が年間 3 5 0 日、子と子の妻が年間 1 0 0 日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が 3 0 a に達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、水稻と柿を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 について、譲受人は、ミョウガを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父母が年間 3 6 5 日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が 3 0 a に達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後もミョウガを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長	中西会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	14番 森光委員 番号1について、草が生えて荒れている土地ですが、譲受人と話したところ土を入れて作る意思があり、問題はないと思います。 5番 三本委員 番号2について、今年までビニールハウスで作っていた状態であり、問題はないかと思っています。
議 長	中西会長 他に皆さんからご意見ご質問がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】
補足説明	森本会計年度任用職員 【整理番号R4-17からR4-18について別冊をもとに朗読】 利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

	整理番号R４－１７について、借受人は同一人物であり、主たる耕作物はみょうがで、構成員は３人で内３人が農業専従者となっています。整理番号R４－１８について、借受人の主たる耕作物はみょうがで、構成員は３人で内２人が農業専従者となっています。農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第２号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第２号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第３号の要件について、今回の申請はいずれも法人でないため、対象ではありません。第４号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請２件について、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第３号 農用地利用集積計画について（諮問） を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
閉会宣言	中西会長 ないようでしたら、以上で第１０回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 ２時３０分

その真正なることを証して署名する。

議 長

5 番

1 1 番